

研究の窓

損害賠償と社会保障

有 泉 亨

社会保障を損害賠償と比較すること——それも法学 jurisprudence の立場から——によって、社会保障の特質と、できれば問題点をさぐってみようというのが、この小文のねらいである。

損害賠償は、市民法が認める所有権その他の権利の侵害など他人の不法行為によって被った損害、あるいは契約の不履行によって得べかりし利益を失った損害を、加害者に通常金銭で埋めさせるものである。その額は広い意味で人が市民社会の約束によって取得し保有するもの——one's due——の価額にはかならない。ところで古い時代には、このような損害の賠償を裁判に訴えて強制するためには、それが一定の形式的要件をみたさなければならなかった。訴権 *actio* は制限されていて、他人から侵害を受けても常に救済を得られるとは限らなかった。訴の形式を間違えると敗訴したのである。これは *pigeon-hole theory* と呼ばれる。しかし、近代に入ると訴訟制度は改善され、実体法からみて他人の行為によって違法な侵害を受けた者は、何々権ということをあまり問題にしないで、加害者に対して、よって生じた損害の賠償を認められるようになった。侵害の対象は例えば *privacy* や環境などと次第に拡張され、賠償の範囲は精神的な損害のように本来金銭に見積ることの困難なものにまで及ぶようになった。しかしその基本はあくまでも侵害によって失われたものの価額なのである。

他方、社会保障の基本を為すものはいくまでもなく生存権である。憲法第25条は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をすべての国民に保障している。この生存がおびやかされるときは、国民は権利としてその保障の実行を国に求めることができる。この保障の方法としては、住居、医療、看護のように生活資材や救護の現物給付をもってする場合も少なくない。教育を受け（憲法 26 条）、勤労する（同 27 条）ことの保障も、広い意味では生存権の一端を構成するものと言えるであろう。もっとも、多くの場合に狭義の現物給付またはそれに代えて、あるいはそれに加えて金銭の給付によって保障する。しかし、それは損害賠償とはあれこれの点で違っている。

第1に社会保障における保障（給付）は本来これを受ける者の必要 needs を充足するものであり、失った損害を埋め合わせるものではない。そこから幾つかの特質が生まれて来る。その一つは needs は人毎にその内容や程度を異にする。貧困、病気、幼年と老齡、性別 etc.。その二つは needs は人の置かれた環境によって左右される。世帯構成、親族関係、社会的身分 etc.。その三つは needs の保障はほとんど継続的であり、時の経過によって変化する。それは個々の人についても起こるが——近親との死別、成長、老齡化 etc.——経済その他の環境の変化によっても起こる——インフレ、災害 etc.。

第2に、社会保障には本来加害者がいない。その費用は国または地方公共団体の負担によって賄われる。もっとも、被害者の救済を計るために損害賠償と保障を組み合わせた制度は少なくない。例えば、労働者災害補償保険法は使用者の労基法上の「補償責任」を保険の手法を使いながら年金化している。自動車損害賠償保障法は、一方で自動車の運行供用者に無過失に近い責任を認めてこれに強制保険を課し、他方で加害者不明の自動車事故について政府の「保障責任」を定めている。それはさておき、賠償責任を負うべき加害者がいないとすれば needs に応える費用は国または地方公共団体が負担するほかはない。国はこの負担を緩和する趣旨も含めて病気と老齡から起こる needs につき各種の社会保険制度を設けていることは周知のとおりである。

以上を通覧してつぎのことに想到する。現在のところ、各種の社会保障は pigeon-hole の状態にあると言えるのではあるまいか。憲法第25条の規定にもかかわらず、具体的な needs があっても、それがどこかの hole に入らない限り保障は与えられない。needs——それは単に生きているために必要というだけでなく、健康で文化的な最低限度の生活、換言すれば真に人たるに値する生活のための needs——が実証されれば、国に保障義務があると判決することを裁判所に対して望むことは無理であろうか。そうだとすればこれを立法、生活保護法の充実に期待したいものである。

（ありいずみ・とおる 東京大学名誉教授）